

府 政 防 第 553 号  
消 防 災 第 99 号  
平 成 27 年 7 月 17 日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（総括担当）  
（ 公 印 省 略 ）

消防庁国民保護・防災部防災課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 防災における男女共同参画の推進について

本年3月、第3回国連防災世界会議が仙台市において開催され、女性の参画の重要性等が盛り込まれた「仙台防災枠組2015－2030」が採択されました。また、平成27年7月6日には「第10回男女共同参画会議計画策定専門調査会」が開催され、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」が提出されるなど、「第4次男女共同参画基本計画」策定に向けた議論が進められているところです。

これらの状況を踏まえ、本日、内閣府男女共同参画局より、各都道府県、政令指定都市宛に、防災における男女共同参画の推進に係る通知（別添）が発出された旨、御連絡いたします。つきましては、従前より御連絡しているとおおり、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第34条第1項の規定に基づき中央防災会議が作成する防災基本計画においては、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」とされているところであり、貴職におかれては、別添通知の趣旨も踏まえ、引き続き、地方防災会議への女性委員の積極的な登用など「防災における男女共同参画の推進」に適切に取り組んでいただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対してこの旨周知されるよう、お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

<問合せ先>  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
森本参事官補佐 北村主査  
TEL 03-3501-5408  
FAX 03-3503-5690  
消防庁国民保護・防災部防災課  
加藤災害対策官 永岡係長 塚原事務官  
TEL 03-5253-7525  
FAX 03-3502-7535